

基準の変更案の概要

(室内空気中の濃度測定対象物質からのアセトアルデヒドの除外)

住宅性能表示制度においては、平成 13 年 8 月より、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、その結果を測定条件とともに住宅性能評価書において表示している。

(参考) 現行の測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、
スチレン、アセトアルデヒド

アセトアルデヒドは平成 15 年 4 月より測定対象物質に追加

今般、WHO で定められていたアセトアルデヒドの指針値について、次の通り訂正の動きがあることが明らかになった。

$50 \mu\text{g} / \text{m}^3 (= 0.03\text{ppm})$

$300 \mu\text{g} / \text{m}^3 (= 0.17\text{ppm})$

こうした動きのなかで、厚生労働省においても、指針値策定から一定期間が経過し、この間、各種知見が蓄積されたこと等を踏まえ、アセトアルデヒドの指針値の再検討の準備に着手したところである。

こうしたなかで、アセトアルデヒドについて住宅性能表示制度における表示を続けることは、消費者、生産者等に混乱が生じることが予想される。

(参考) 室内濃度が指針値を超過した新築住宅の割合

化学物質	ホルムアルデヒド	トルエン	アセトアルデヒド	
	日本 0.08ppm	日本 0.07ppm	日本 0.03ppm	WHO 0.17ppm
12 年度	28.7%	13.6%	—	—
13 年度	13.3%	6.4%	—	—
14 年度	7.1%	4.8%	9.2%	0%

室内空気中の化学物質濃度の実態調査(平成 14 年度)より

アセトアルデヒドの実態調査は、平成 14 年度から実施

アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを、当面除外する。